

秋田県公報

目次

告示
生活保護法による医療機関の指定(四〇六・福祉政策課)…………… 1

生活保護法による施術者の指定(四〇七・福祉政策課)…………… 1
松くい虫のまん延防止のための措置命令(四〇八・森林整備課)…………… 1
道路区域の変更(四〇九・道路課)…………… 2
公告
秋田県共同利用型電子申請サービス提供業務についての企画提案書の提出(情報企画課)…………… 2
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)…………… 3
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)…………… 3
土地改良区の役員の届出(秋田地域振興局農林部)…………… 3
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)…………… 3
県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)…………… 3

告示

土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)…………… 4
監査委員公告
監査結果に基づき講じた措置の公表(八)…………… 4

秋田県告示第四百六号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十八年四月十八日
秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	診療科名	指定年月日
高橋胃腸科クリニック	医療法人 高橋内科医院 理事長	湯沢市千石町二丁目一七	内科、胃腸科	平成十八年一月二十日
しんどう歯科クリニック	進藤 健太	由利本荘市砂子下七三	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成十八年三月十六日
わかみハート薬局	有限会社 アリエル 取締役	男鹿市払戸字渡部百四番地一	調剤薬局	平成十八年三月一日
池田薬局 中央店	池田薬品商事株式会社 代表取締役	由利本荘市岩渕下百八二一	調剤薬局	平成十八年三月一日

秋田県告示第四百七号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十八年四月十八日
秋田県知事 寺田典城

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
佐藤利彦	佐藤治療院	横手市黒川字福島六八一	あん摩マッサージ指圧	平成十八年三月三日

秋田県告示第四百八号
森林害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第三
条第一項第五号に掲げる命令をるので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成十八年四月十八日
秋田県知事 寺田典城

- (一) 区域 秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、山本郡藤里町、三種町及び八峰町、南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村、仙北郡美郷町並びに雄勝郡羽後町及び東成瀬村
- (二) 期間 平成十八年五月十日から平成十九年五月九日まで
- 二 森林病害虫等の種類 松くい虫

- 三 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。
- 四 命令をしよとする理由 一(一)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与える

おそれがあるため
秋田県告示第四百九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十八年四月十八日
秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	百五号	百五号	大仙市内小友字中伊岡三〇九番四から和合字田中一七一番まで	〃	二二・〇〇(二七二・〇〇)	六・八九四

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年四月十八日から同年五月一日まで

公 告

秋田県共同利用型電子申請サービス提供業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。
平成十八年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 企画提案書の提出を求める事項
- (一) 企画提案書の提出を求める業務(以下、「公告業務」という。)の名称 秋田県共同利用型電子申請サービス提供業務
- (二) 公告業務の内容 県及び県内の市町村に係る申請、届出その他の手続等に関する電子情報処理組織(県及び県内の市町村の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができるようにするため、秋田県共同利用型電子申請サービス(以下、「サービス」という。)を提供する。
- (三) 履行場所

- 二 企画提案書を提出する者に必要な資格 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁 履行期限 平成十九年三月三十一日(土)
- (四) 企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下、「提出資格」という。)を有すると知事に認定されたものとする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)
 - (三) 提出資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者
 - 三 提出資格の認定の手続
 - (一) 提出資格の認定の申請 企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。
 - (1) 提出書類及び提出部数 次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書(以下「申請書」という。)二部

- (2) 提出方法 郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号 電話〇一八 八六〇 四二七二
- (3) 提出期間 平成十八年四月十八日(火) から同月二十五日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着)とする。
- (4) 提出場所 秋田県学術国際部情報企画課
- (三) 認定は、平成十八年四月二十八日(金)までに行う。提出資格の認定の結果の通知

- (四) 提出資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。
- (1) 提出資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、平成十八年五月十日(水)までに、説明を求め旨を記載した書面を(4)の場所に提出しなければならない。
- (2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があった日から七日以内に書面により回答する。
- 四 企画提案書の提出書類
 - (一) 企画提案書の提出書類
 - 次に掲げる事項を記載した企画提案書(A四判横長用紙、横書き、左とじ)十部
 - 1) 提案するサービスの概要
 - 2) サービスの機能
 - 3) サービスの維持管理の方法
 - 4) サービスの品質保証水準
 - 5) 経費の額及びその内訳
 - (二) 提出方法
 - 持参し、又は郵送すること。
 - (三) 提出期間
 - 提出資格の認定の日から平成十八年五月二十九日(月)まで(秋田県の休日を含める(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで)必着とする。
- なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。
- (四) 提出場所
 - 三(4)と同じ。
- 五 最優秀提案者の選定等
 - (一) 選定に関する事項
 - 企画提案書を提出した者(以下「提案者」といふ。)のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 公告業務に関する説明書の理解度並びに企画提案書の内容の正確性、創造性及び実現性
 - (2) 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性
 - (3) 公告業務を履行する能力
 - (4) 公告業務と同程度の同種又は類似の業務に係る実績

- (5) 公告業務の履行に係る経費の額
- (二) 選定方法
 - 次により、第一段階及び第二段階の選定を行う。ただし、提案者が少数である場合等においては、第一段階の選定を行わないことがある。
 - (1) 第一段階
 - 提出された企画提案書を審査し、優秀なものを五件程度選定する。
 - (2) 第二段階
 - 第一段階で選定された企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。
 - (三) 選定の時期
 - 選定は、平成十八年六月三十日(金)までに行う。
 - (四) 選定の結果の通知
 - 選定の結果については、書面により速やかに通知する。
 - 六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所
 - 三(1)(3)及び三(4)と同じ。
 - 七 その他
 - (一) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
 - (二) 提出された企画提案書は、返却しない。
 - (三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
 - (四) 最優秀提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。
 - (五) 詳細は、公告業務に関する説明書による。
 - (六) 問い合わせ先
 - 秋田県学術国際情報企画課
 - 電話〇一八 八六〇 四二七二
 - 八 概要
 - Summary
 - (1) Subject matter
 - Proposals for the introduction of an electronic application system
 - (2) Deadline for the submission of proposals 5:15 P.M. 29 May, 2006
 - (3) Contact information
 - Information Planning Division, Department of Academic and International Affairs, Akita Prefectural Government
 - 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8572, Japan, TEL 018-860-4272

- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市花矢土地改良区から次のとおり役員(の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。平成十八年四月十八日)
- 秋田県知事 寺田典城
- 大館市釈迦内字長面袋十七番地 佐々木 広基
- 退任理事の住所及び氏名
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、三種町鶴川土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年四月三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
- 平成十八年四月十八日
- 秋田県知事 寺田典城
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員(の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。平成十八年四月十八日)
- 秋田県知事 寺田典城
- 就任理事の住所及び氏名
- 潟上市天王字羽立六百二十の二番地 安田 堅悦
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
- 平成十八年四月十八日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 潟上市天王土地改良区
 - 認可年月日 平成十八年四月十日
- 二 男鹿市若美土地改良区
 - 認可年月日 平成十八年四月十日
- 次の県管土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定に基づき、公告する。
- 平成十八年四月十八日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 県管土地改良事業(仙北北部第二地区広域管農団地農道整備事業)

平成十七年十一月八日

一 県営土地改良事業（片田駒地区ため池建設準備事業）

平成十八年三月二十八日

二 県営土地改良事業（乃木地区ため池等整備事業）

平成十八年三月二十八日

三 県営土地改良事業（昭和地区地域用水調整整備事業）

平成十八年三月三十日

四 県営土地改良事業（昭和地区地域用水調整整備事業）

平成十八年三月三十日

土地改良法（昭和二十四年法律第五号）第三十條第三項の改正により、次の土地改良地区から申請があつた区域を抽出して、次のとおり認可した。回線第三項の改正に關して、公告の。

平成十八年四月十八日

秋田県農林部 林田 敏彦

一 田保本村大字富田土地改良区

認可年月日 平成十八年四月十日

二 本荘郡田保土地改良区

認可年月日 平成十八年四月十日

三 田保本村大字豊栄土地改良区

認可年月日 平成十八年四月十日

副 知 事 公 告

監査結果公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があつたので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成18年4月18日

秋田県監査委員 富 櫻 博 之

秋田県監査委員 山 杉 江 宗 祐

秋田県監査委員 山 田 昭 郎

秋田県監査委員 菊 地 康 男

財 905

平成18年3月29日

秋田県代表監査委員 山田 昭郎 様

秋田県知事 寺 田 典 城

財政援助団体の監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成18年3月6日付け監委 907で通知のありましたことについて、別紙のとおり提出します。

別 紙

すること。

（所管課措置事項）

1 未収金の回収について
文書、電話、面談による督促や分割納入の協議等により未収金回収に努めており、未収額を219,944,235円（平成18年2月末現在）まで圧縮しております。

特に、家畜導入事業については、未収農家の実態に応じて、法的措置も含め専門家の力を借りながら回収を進めております。

今後とも、未収金の回収に努めるよう指導してまいります。

2 長期保有農地について

平成18年度からの新規事業である「農地保有合理化緊急売買促進事業」を活用するなど、長期保有農地の早期売渡しに努めております。

今後とも、早期売渡しに努めるよう指導してまいります。

売渡先が決定したものの

2件 92a 15,010千円

売渡先が未定のもの

3件 211a 25,766千円

監査箇所名 財団法人あきた企業活性化センター

所管課名 商工業振興課

監査年月日 平成18年1月30日

（指摘事項）
機械設備貸与事業に係る未収金の回収に一層努めること。

（所管課措置事項）

債権管理体制の強化のため、債権管理専任職員を配置し、定期的に未収金の回収と状況把握を行うとともに、設備貸与担当職員6名全員で未収企業の現状調査と回収を実施するなど、債権回収に努めております。

また、未収債権の未然防止を図るため、創業して間もない企業や経営に難がある企業を中心に、企業訪問による経営状況や貸与設備の稼働状況等の把握を行い、経営指導にも努めております。

株式会社秋田県分析化学センター

環境あきた創造課

監査年月日 平成18年2月2日

（指摘事項）

1 未収金の整理に努めること。

2 小口現金の取扱いにおいて、経理規程細則で定められている「小口現金出納帳」が作成されていないので、これを作成し、今後、同細則を遵守した処理を行うこと。

（所管課措置事項）

1 債務者に対する督促を定期的に行うよう指導しました。

なお、倒産によりどうしても回収が困難と判断されるものについては、貸倒償却の会計処理も併せて検討するよう指導しました。

未収金の状況

平成17年9月30日現在 621千円

平成18年3月17日現在 494千円

このうち倒産等により償却検討 435千円(19件)

引き続き督促 59千円(12件)

2 小口現金出納帳は、平成16年度は作成されなかったが、平成17年度は作成されていることを確認しました。今後は責任者による内部チェックの徹底等、経理体制の強化を行うよう指導しました。

監査箇所名 社団法人秋田県農業

所管課名 農林政策課

監査年月日 平成18年2月1日

（指摘事項）

1 家畜導入事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

2 農地保有合理化事業において、農業経営の規模拡大、農地の集団化等合理化を目的として、公社が離農する農業者から土地を取得して認定農業者等に売却しているが、補助金の交付期限5年を越えても売却できないまま長期保有となっている農地が存在するので、補助金の有効活用上当該農地の売却を促進

これにより、平成18年1月末現在の未収額は377,179
2,206円となっております。前年度未残高の398,979,905円
と比較して、27,187,699円減少しております。
今後とも、より効率的に債権管理を行うため、債権管
理事務を担う専門的知識を有した人材確保を図るなど、
未収金の回収に一層努めるよう指導してまいります。

監査箇所名	株式会社秋田ふるさと村	所管課名	観光課
監査年月日	平成18年2月8日		

(指摘事項)

- 現金として保管されている売上金、直営店の約款及び両替金、テナントの両替金並びに小口現金については、支払い、残高照合等を経理規程に基づいて適正に行うこと。
- 貸借対照表に記載されている売掛金、立替金、買掛金、未払金等の金額と実際の債権債務額との間に差異が生じているので、得意先及び仕入先等の管理の徹底を図り、適正に対処すること。
- 支払い事務において、一部証拠書類が不明になっていたほか、伝票が作成されず、経理責任者等の決裁手続を経ることなく支払いが行われているので、経理規程に基づいて適正に処理すること。
- 他団体と共催する事業の実行委員会の経費の一部を立替払いしているのは適切でないので、ふるさと村の経理とは別個に執行すること。

(所管課措置事項)

- 経理規程23条に基づき、毎日現金実査を行い、現金と現金出納帳を照合確認するよう指導しました。
- 債権債務の発生や入金及び支払い状況が分かる補助簿で得意先毎の売掛金、買掛金の管理の徹底を図るよう指導しました。
- 証拠資料の保存期間を遵守するとともに、経理規程に基づき決裁手続を経て支払いが行われるよう指導しました。
- 他団体と共催する事業の実行委員会の会計事務について、17年度において既に委員会側で全て行

うこととしており、今後ともふるさと村の経理とは別個に執行するよう指導してまいります。

監査箇所名	秋田空港ターミナルビル株式会社	所管課名	建設交通政策課
監査年月日	平成18年2月7日		

(指摘事項)

未収金について、平成15年度以前発生分については、その処分を検討するとともに、16年度発生分については、引き続き計画的回収に努めること。

(所管課措置事項)

未収金について担保処分等適切な処理及び計画的回収に努めるよう指導しました。
今後、引き続き回収に努めるよう指導してまいります。
指摘の未収金残高(平成18年2月末)
2件 7,607,495円

監査箇所名	秋田県住宅供給公社	所管課名	建築住宅課
監査年月日	平成18年1月31日		

(指摘事項)

一般賃貸住宅管理事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

(所管課措置事項)

これまでも実施していた、文書、電話、自宅訪問による滞納者本人への督促及び連帯保証人への文書督促に加え、平成17年度から分割納付契約や法的措置による回収に努めた結果、平成18年2月末現在で未収金残高は13,315,654円となっております。
今後、法的措置も含め、一層の未収金回収に努めるよう指導してまいります。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(062)876600
FAX(062)876605
E-mail:matsubarara@matsubararansetu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄